さいたま市 シニアユニバーシティ 北浦和校 第9期校友会 規約

第1条(名称)

本会は、さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校 第9期校友会と称する。

第2条(会員)

本会は、さいたま市シニアユニバーシティ大学および大学院の北浦和校第9期 を卒業した入会希望者をもって構成する。

第3条(事務局)

本会の事務局は、本会会長宅に置く。

第二章 目的および事業

第4条(目的)

本会は、会員相互の親睦を図るとともに、自主的な社会参加活動などへの意欲を助成し、もって会員の生きがいを高めることを目的とする。

第5条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 学習会(講演会、見学会等)の開催に関すること。
- (3) 専門部会(総務、企画等)の活動に関すること。
- (4) ボランティア活動等に関すること。
- (5) 関連行政機関及び各種団体との連携等に関すること。
- (6) その他会の目的達成に必要な事業。

第三章役員

第6条(役員)

本会に次の役員を置く。

(1) 会 長

1 名

(2) 副 会 長

9 名以内

(3) 相談役

必要に応じて置くことができる

(4) 監事

2 名

第7条 (選出の方法)

会長、副会長は会員の中から理事会で選出し、総会の承認を受ける。監事は総会において理事以外から選出する。また相談役は必要の都度、会長が選任する。 但し、途中で役員に就任する者については、理事会の承認を得るものとする。

第8条(任務の分掌)

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し事故あるときは、その職務を代行する。 なお、専門部長及び副部長を兼務できる。
- (3) 相 談 役 本会の運営に対し補佐及び適切なアドバイス等を行う。
- (4) 監 事 本会の会計監査を行う。

第9条(任期)

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、任期途中から役員に就任した場合の 役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 (理事)

役員(監事を除く)、各班の班長、副班長ならびに会長から委嘱選出された者で構成 する。但し、班長、副班長の任期は1年とし、留任を妨げない。

第四章 会 議

第11条 (会 議)

本会の会議は、総会、役員会、および理事会、専門部会とする。総会は定期総会および臨時総会とし、会員をもって構成する。

役員会は監事を除く役員をもって構成する。

理事会の出席は役員(監事を除く)ならびに各班の代表者及び会長から委嘱選出された者で構成する。

専門部会は、班長、副班長及び各部長から委嘱選出された者をもって構成する。

第12条 (招集)

定期総会は、年1回開催する。臨時総会は、会員の3分2以上から要請が有った時 又は、理事会において総会開催の決議があった時に会長が招集する。

役員会、理事会は必要に応じて会長が招集する。各部会は部長が招集する。

第13条 (成立要件ならびに議長および議決)

会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加える。

総会、役員会、理事会の議長は会長とし、各専門部会は、それぞれの部長が議長を務める。

会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 五 章 組 織

第14条 (専門部会)

本会に、次の専門部を置く。但し、役員会で必要と認めたときは、臨時に専門部を設けることができる。

- (1) 総務部
- (2) 企画部

第六章 会 計

第15条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第16条 (予 算)

本会は、次の予算により運営する。

- (1) 会 費 年額3,000円とする。なお、如何なる場合も返却しない。
- (2) その他

なお、臨時総会の承認を得て、臨時会費を徴収することがある。

第17条 (支 出)

支出は、総会で議決された予算にもとづき、会の目的にそって行う。

第七章 会計監査

第18条 (監査と報告)

監事は、会計年度末に会計監査を行い、総会で報告する。

第八章 付 則

1. 規約の改廃

本会の規約の改廃は、総会の議決を経なければならない。

2. 細則の制定

役員会および理事会は、この規約を実施するに当たり必要がある場合には、細則を定めることができる。

- 3. 施行日
 - 1) 規約は、平成23年4月1日から施行する。
 - 2) 平成24年3月29日から一部改正し施行する。
 - 3) 平成25年4月12日から一部改正し施行する。
 - 4) 平成26年4月18日から一部改正し施行する。
 - 5) 平成27年4月17日から一部改正し施行する。
 - 6) 平成30年4月13日から一部改正し施行する。
 - 7) 平成31年4月12日から一部改正し施行する。

北浦和校 第9期 校友会 規約 第8章第2項による細則

第1条

規約第5条の事業を円滑に実施するため、総務部、企画部の2部を置く。

第2条

前条の各部に部長および副部長を置く。

第3条

総務部、企画部の分掌業務は次のとおりとする。

<総務部>

- (1) 校友会の事務、総合調整に関わること
- (2) 会員の名簿の作成に関すること
- (3) 規約に関すること
- (4) 総会に関すること
- (5) 会費の管理に関すること
- (6) 関連行政機関及び各種団体との連携等に関すること
- (7) 書記事務に関すること
- (8) 食事会の主催に関すること
- (9) ボランティア活動に関すること
- (10) 広報・ホームページ、その他に関すること

<企画部>

(1) 学習会、見学会、親睦会等の事業の企画・実施に関すること

以上